

様式第1号

療育手帳

愛媛県

写真(縦4cm横3cmで脱帽して上半身を写したものと(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布で覆うことを妨げない。))

交付

再交付

氏名

愛媛県

○本人
フリガナ
氏名
性別
住所

○保護者
氏名
続柄
住所

○判定の記録1
・障がいの程度(総合判定)
・合併障がい (身体障がい 級)
・判定年月日 年月日
・次の判定年月 年月
・判定機関
◎旅客鉄道株式会社旅客運賃減額

○判定の記録2
・障がいの程度(総合判定)
・合併障がい (身体障がい 級)
・判定年月日 年月日
・次の判定年月 年月
・判定機関
◎旅客鉄道株式会社旅客運賃減額
第 種知的障がい者

○判定の記録3
・障がいの程度(総合判定)
・合併障がい (身体障がい 級)
・判定年月日 年月日
・次の判定年月 年月
・判定機関
◎旅客鉄道株式会社旅客運賃減額
第 種知的障がい者

○判定の記録4
・障がいの程度(総合判定)
・合併障がい (身体障がい 級)
・判定年月日 年月日
・次の判定年月 年月
・判定機関
◎旅客鉄道株式会社旅客運賃減額
第 種知的障がい者

○備考

療育手帳について
この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障がいの程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

1. 主な援助措置
(1) 特別児童扶養手当
(2) 心身障害者扶養共済制度
(3) 国税、地方税の諸控除及び減免等
ア 所得控除
イ 地方税の非課税
ウ 相続税の減免
エ 自動車税、軽自動車税の減免
(4) 公営住宅の優先入居
(5) NHK受信料の免除
(6) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引
(7) 航空旅客運賃の割引
その他の制度もありますので、福祉事務所、町役場にお尋ねください。

2. 注意事項
(1) 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに福祉事務所又は町役場に届けてください。
(2) 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をお持ちください。
(3) 手帳を使えなくなることがありますので、判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに市町窓口で

申請手続をし、福祉総合支援センター又は子ども・女性支援センターの判定を受けてください。

3. 相談機関一覧

	住 所	電話番号
福祉総合支援センター	松山市本町 7-2	089-922-5040
東予子ども・女性支援センター	新居浜市星原町 14-38	0897-43-3000
南予子ども・女性支援センター	宇和島市丸之内 3-1-19	0895-22-1245
松山市 福祉事務所	松山市二番町 4-7-2	089-948-6936
今治市 //	今治市別當町 1-4-1	0898-32-5200
宇和島市 //	宇和島市曙町 1	0895-24-1111
八幡浜市 //	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111
新居浜市 //	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1234
西条市 //	西条市明屋敷 164	0897-56-5151
大洲市 //	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111
伊予市 //	伊予市米湊 820	089-982-1111
四国中央市 //	四国中央市三島雲川 4-6-55	0896-28-6023
西予市 //	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-1111
東温市 //	東温市見奈良 530-1	089-964-2001
上島町 //	越智郡上島町弓削下弓削 210	0897-77-2503
久万高原町 //	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111
松前町 //	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-4112
砥部町 //	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323
内子町 //	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111
伊方町 //	西予郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211
松野町 //	北予郡松野町大字松丸 343	0895-42-1111
鬼北町 //	北予郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111
愛南町 //	南予郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1212

○備考

○備考

○備考